⑵　随時の一般競争（指名競争）参加資格の申請　申請者は、平成31年２月１日以降に申請する場合は、随時に、２⑴②に掲げる申請場所に必要書類を郵送するものとする。

３　申請の方法（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務共通）

⑴　申請書の入手方法

①　インターネット方式による申請者は、２⑴①に掲げるホームページアドレスへのアクセスにより、平成30年11月１日から平成30年12月28日までの間にパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて平成30年11月１日から平成31年１月15日までの間に、申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードして得るものとする。

ただし、測量・建設コンサルタント等業務におけるパスワードの請求に当たっては、２⑴①に掲げるホームページアドレスにアクセスした後、パスワード発行申請時に表示される「添付書類等届出書」を印刷したものに３⑵の（測量・建設コンサルタント等業務に係る添付書類）の③から⑥までに掲げる書類を添付し、次に掲げる郵送先に郵送するものとする（⑥に掲げる書類については、郵送に代えて入力プログラムを用いて電子納税証明書を送信することも可とする。）。

（郵送先）測量・建設コンサルタント等業務インターネット一元受付ヘルプデスク

〒331―0814 埼玉県さいたま市北区東大成町一丁目497番地　ＭＪ赤柴ビル２階

測量・建設コンサルタント等業務一元受付ヘルプデスク　あて　電話048―657―8744

②　文書郵送方式による申請者は、本四会社所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）を、次の本四会社ホームページアドレスにアクセスして得るものとする。

（本四会社ホームページアドレス）

http://www.jb-honshi.co.jp/corp_index/keiyaku/shinsa/

⑵　申請書の提出方法

①　インターネット方式による申請者は、２⑴①に掲げるホームページアドレスにアクセスし、３⑴①においてダウンロードして得た入力プログラムを用いて作成した申請用データを、同項において入手したパスワードを用いて送信するものとする。

なお、建設工事の申請者においては、次の（建設工事に係る添付書類）③ただし書きに該当する場合は当該事実を証明する書類及び⑥に掲げる書類を添付書類として、次に掲げる送信先にＦＡＸにより送信するものとする（ただし、入力プログラムを用いて電子納税証明書を送信する場合を除く。）。

（送信先）建設工事インターネット一元受付ヘルプデスク　納税証明書等送付用ＦＡＸ番号06―7638―9928

②　文書郵送方式による申請者（建設工事の申請者が経常建設共同企業体の場合においては、その代表者）は、申請書に次に掲げる書類を添付し、紙ファイルに綴じて２⑴②に掲げる申請場所に郵送するものとする。この場合において、申請書及び添付書類の提出部数は、１部とする。

（建設工事に係る添付書類）

①　営業所一覧表

②　申請者が経常建設共同企業体であるときは、共同企業体協定書の写し

③　建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第21条の４に規定する総合評定値通知書の写し（平成20年国土交通省告示第85号第一の四の１㈠に規定する雇用保険（以下「雇用保険」という。）、㈡に規定する健康保険（以下「健康保険」という。）及び㈢に規定する厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証明する書類）

④　申請者が、③に掲げる書類に記載されている一の年間平均完成工事高を二以上の登録を希望する工事種別に分割して申請するとき及び③に掲げる書類に記載されている二以上の年間平均完成工事高を登録を希望する一の工事種別に合算して申請するときは、工事分割内訳表

⑤　業態調書

⑥　納税証明書の写し（申請者が個人である場合においては、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。）別紙第９号書式（その３）又は（その３の２）、法人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の３））

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

⑦　申請者が、その設立から５⑴②に規定する主観的事項の審査基準日の前日までの期間が24箇月以上の協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）による協業組合をいう。以下同じ。）又は企業組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）による企業組合をいう。以下同じ。）であって、前回の主観的事項の審査基準日以降に新たに組合員の加入があったものであるときは、当該新規加入の組合員の住所、電話番号、商号又は名称、代表者氏名及び加入年月日を記載した書類

⑧　申請者が、その設立から５⑴②に規定する主観的事項の審査基準日の前日までの期間が24箇月に満たない協業組合又は企業組合であるときは、各組合員の住所、電話番号、商号又は名称及び代表者氏名を記載した書類

⑨　行政書士等の代理申請による場合には、委任状

［注］

申請者が事業協同組合（中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合で、建設業法第３条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合であるときは、審査対象者の住所、電話番号、商号又は名称並びに代表者及び役員の氏名を記載した書類、役員名簿、組合員名簿を当該事業協同組合に係る書類とともに提出すること。この場合において、審査対象者のうちに一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をしていない者があるときは、当該審査対象者に係る５⑴①に掲げる項目について記載した書類を提出すること。

（測量・建設コンサルタント等業務に係る添付書類）

①　技術者経歴書

②　営業所一覧表

③　申請者が法人である場合においては、登記事項証明書又はその写し

④　営業に関し、法律上必要とする登録証明書等又はその写し

⑤　申請者が法人であるときは、５⑵①に規定する審査基準日の直前１年の各事業（営業）年度の貸借対照表、損益計算書並びに株主資本等変動計算書及び個別注記表、個人であるときは、５⑵①に規定する審査基準日の直前１年の各事業（営業）年度の貸借対照表及び損益計算書